

受付番号第5号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 古 谷 それでは、議長のお許しが得ましたので一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第2番 古谷星工人。件名、寄幼稚園、寄小学校の今後について。

寄地区の幼稚園、小学校教育について、令和4年5月から検討委員会を立ち上げ、来年3月には町長への提言書を提出する予定でスケジュールが組まれています。既に検討委員会も2回開催されています。そこで、次のことについてお伺いいたします。

- (1) 今後の園児・児童の推移はどのようになっていますか。
- (2) 「小規模特認校制度導入」の考えはありますか。

以上です。よろしくお願いたします。

教 育 長 それでは、古谷議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

これまでも議会全員協議会で報告させていただいているところですが、まず初めに検討委員会の経過につきまして、少しお時間を頂き、説明させていただきます。御質問の内容にありまして、寄地区の幼稚園、学校教育についての検討委員会は5月31日に第1回を開催し、第2回を7月28日、ただ、コロナ感染の状況により、これは書面会議で開催させていただきました。この検討委員会は社会の動向や地域の特色を見据え、今後の松田町の将来の教育環境を展望した中で、より質の高い教育を目指すために寄地区の幼稚園、学校教育の進め方に関する調査検討を行うことを目的に設置したものであります。

設置理由につきましては、次の2点を検討委員会設置要綱第1条の趣旨で説明しております。1点目は、国の学校規模適正化に関し定めている標準基準、12学級以上18学級以下を下回っている場合には、教育上の諸課題が顕在化することが懸念されるため、学校統合の適否の検討、または小規模校を存置する場合の充実策等を検討することが必要であると示されていること。2点目は、平成28年9月23日に、町教育委員会が町へ提出した松田町立幼稚園、小・中学校の適正規模配置の在り方の提言において、寄中学校は松田中学校に統合の方向が望ましい、寄幼稚園、寄小学校は現状のまま存続することとするのが望まし

いが、町立中学校統合後3年を経過した時点で改めて検証を行い、必要に応じて対応すると示されていたこととあります。このため、検討委員会では国の通知による検討の必要性があること、中学校統合後3年を経過した時点で改めて検証することと併せて、寄地区の子供たちにより質の高い教育を目指していきたい、統合ありきの話ではないということを説明してきたところでございます。また、今後は最終的に令和5年3月までに検討委員会で調査検討した結果を提言書として取りまとめ、町長へ提言書を提出する予定で進めております。

それでは、1点目の今後の園児・児童の推移について回答させていただきます。まず、幼稚園、寄幼稚園の園児数ですが、令和4年度は年少児2人、年中児3人、年長児4人の計9人です。令和5年度の園児数は、現時点では年少児1人、年中児2人、年長児3人の計6人を見込んでおります。各年度の説明としまして、各学年の年少児数は、寄地区にお住まいの子供が幼稚園の年少児学級に入園し、保育園、私立幼稚園の入園が見込んでいないものとしております。また、他の学年、年中児、年長児は、前年度からそのまま持ち上がった場合による人数で見込んでおります。令和6年度以降の園児数も算出に説明しますと、令和6年の園児数は合計7人、令和7年度の園児数は6人を見込んでおります。このように、令和4年度以降の園児数は現状では増加することが見込めない推移となっております。

次に、寄小学校の児童数ですが、令和4年度の児童数は23人です。内訳といたしまして、1年生1人、2年生2人、3年生5人、4年生2人、5年生6人、6年生7人の計23人であり、1、2年生は複式学級で編制しております。令和5年度の児童数は合計20人です。各年度の説明といたしまして、幼稚園と同じように、1年生は寄地区にお住まいの子供が1年生に入学し、他の小学校への入学は見込んでいないものとしております。また、他の学年、2年生から6年生は前年度からそのまま持ち上がった場合による人数で見込んでおります。同様に算出しますと、令和6年度以降の児童数は19人、令和7年度の児童数は20人、令和8年度の児童数は16人となる見込みです。このように、令和4年度以降の小学校各学年の全校児童数は微減しており、各学年の児童数

も10人以下であるなど、現状では増加することが見込めない推移となっております。

次に、2点目の小規模校特認…ごめんなさい。小規模特認校制度導入に関して回答させていただきます。まず、小規模特認校制度につきましては、小規模校の教育活動の一層の活性化を図るとともに、特色のある教育活動を展開している小規模校において教育を受けさせたいと希望する児童・保護者に、通学区域外で同じ町内からの入学を認めるものであります。したがって、この小規模特認校制度を寄小規模校で実施する場合には、松田小学校区に移住しており、寄小規模校に入学を希望する児童・保護者に限るものであります。

小学校特認校を実施している学校でのメリット・デメリットですが、それぞれ大きく4点ずつ挙げられております。メリットの1点目につきましては、小さな集団で過ごすことで人間関係が硬直化していたが、他の地域の児童・生徒と接することで、表現力を向上させることや人間関係を再構築するなど、学級及び学校を活性化しやすい。2点目は、小規模校であることで学習指導や生活指導等においてきめ細やかな指導を行うことができる。3点目は、保護者や地域住民との連携により、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行うことができる。4点目は、選択を認めることで保護者や児童の希望に添うことができるなどが挙げられています。

また、デメリットの1点目としては、多くの希望者数が望めないケースが多く、根本的に学校規模等の適正化を図ることは難しい。2点目は、クラス替えができない。3点目は、通学区域が広範囲になるため、児童の通学の負担が発生する。4点目は、校区外から通学している子供にとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になりやすいなどが示されております。

先ほど御説明させていただいたとおり、現在小学校1年生と2年生は複式学級となっていることや、全校児童数の増を見込めない推移となっており、課題であります。こうした状況の中でも、これまでの小規模校の特性を生かした教育について、さらに魅力を高めていくことは非常に大切であると考えております。現在寄幼稚園、寄小規模校では、少人数学習でのきめ細やかな指導とともに、

家庭・地域との連携により、地域の教育力の積極的な活用や総合的な学習の時間の充実、幼・小・中の連携交流を図るなど、保育や指導方法についても工夫を凝らしながら、寄地区ならではの教育の充実を図っております。教育委員会といたしましては、現時点では小規模特認校制度の導入までは考えておりませんが、今後在り方の一つの方法であると捉えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

2 番 古 谷 それでは、一、二点ですね、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初にですね、昨日静岡県で幼稚園のバスの中にですね、1人取り残されて、熱中症で亡くなったという話が出ております。非常にですね、痛ましい事故ではないかと思ひます。御冥福をお祈りするとともにですね、当町でも3台の園バスが毎日動いていると思ひますけれども、絶対の事故が起こらないように、もう周知はされたかと思ひますけれども、さらにですね、今後周知のほうを徹底していただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目というか、ちょっと経過をお聞きしましたけれども、令和3年度の教育委員会議の中で、寄幼稚園、寄小学校の在り方について1年間議題として取り上げられて、検討はされてきたかと思われまひます。その中で、検討委員会の設置等のもですね、今報告のあつた、統合して3年内、また、学級数が12から18学級を下回っているというのが…になるということで検討委員会が設置されたかというふうに思ひます。

1点先にお聞きしたいんですけども、国の学校規模適正化に関し定めている基準を下回っている場合、これは学級数が12から18学級とあるんですけども、ここがちょっとうまく理解できておりませんので、先にですね、この辺の12、18学級の話をお伺ひしたいというふうに思ひます。

教 育 課 長 この国の通知ですが、学校の規模につきましては、小・中学校とも12学級以上18学級以下を標準とするというふうになっております。ただし、地域の実態その他により、特別の事情のあるときはこの限りではないということで、学校教育法施行規則第41条というものを書いてあります。この限りではないという

のは、弾力的な規定がなされてるところでございます。また、通勤、通学距離の条件を、小学校にあつてはおおむね4キロ以内、中学校にあつてはおおむね6キロ以内であることというふうに、学校の配置基準もなされておるところでございます。

標準学級12から18というのは、小学校の場合は2クラス以上ということで、クラス替えができるといったものでございます。中学校も同様ではございますが、中学校も6クラス以上は必要であるというようなことで、国の手引には書いてあります。それはやはり何かあったときクラス替えができる、何か課題があったときクラス替えができるといったもので、手引の中で示されたものでございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。この12、18がよく分からなかったんですけど、大変ありがとうございました。

それでは、今後の見通しについてはですね、幼稚園にしても小学校にしても、人数は増えていかないというような、これからの推移ということで報告がありましたけども、これでですね、どういうふうに増やしていったらいいのか。これから子供が産まれてもそうは簡単にはいきませんので、先にですね、人口増加策を町としてもいろいろ取り組んでいられると思います。その中で、窓口は政策推進課のほうで対応していられると思うんですが、空き家・空き地バンクの利用状況とですね、あとは移住者への支援、どんなものがあるか、簡単にですね、御説明頂きたいというふうに思います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まずですね、町では第6次総合計画に位置づけた、これ目的ですね。目的として人口の維持・確保に取り組むような形になってございます。そして、2040年に目標人口、将来目標人口1万人ということで、各種の事業、移住・定住策も含めて展開をしているところでございます。

その中で町の具体的な事業ということで、移住・定住の際のですね、補助金の交付などを進めるとともにですね、ソフト事業としては、先ほどの空き家・空き地バンク制度について取り組んでおります。この空き家・空き地バンクにつきましては、町でのですね、ホームページ等に記載をしながらですね、広く外

の方をですね、迎えるというような形の情報提供を発信しているところがございます。

令和3年度につきましては、寄地区の空き家等の物件情報をホームページで見たとおっしゃる、4件の成約、移住ということで、4件の成約がございました。主にですね、その中には子育て世帯の移住者の方もおられます。そして、その人たちにですね、町の主な移住・定住の主な施策の事業としましては、パンフレット等も作っておるんですけども、一つとして、移住者についてはですね、民間賃貸住宅家賃補助制度、いわゆる年間最大12万円ということで、1万円、月1万円の商品券の交付などもやっております。また、定住支援といたしましては、新婚生活支援補助金や住宅取得奨励金、近居や同居なども積極的に行っているところがございます。さらにですね、今後の取組も含めてですね、広報活動として、移住セミナーへの参加やフェイスブックページを開設して、ウェブでですね、首都圏に、首都圏向けにですね、町のシティプロモーションにも取り組んでいるところがございます。

実際にですね、そういう外の声を、いろんな問合せがあるんですけども、令和3年度については16件の問合せがございました。そして、移住者の中にはですね、最終的に、画一的な情報ではなく、実際にですね、松田町での暮らし方が気になるという声が非常に高かったと。いろんな施策をやってるんですけども、そういうことよりも、やっぱり松田町の自然環境の中で住みたいというような、それどういうふうにすればいいですかという問合せが半数以上のことでございました。今後もですね、町としてはそういう移住者の登録に向けてですね、様々な展開をする窓口を令和3年度に開設をし、その中に移住者の方が登録していただいて、地域を発信するというような取組も継続してやっておりますので、幅広く人口増加策に努めていきたい、考えてございます。

あともう一つですね、先ほどの件もあるんですけども、国のほうがですね、令和5年の4月から子育て家庭庁というところで設置します。そこにはですね、目的の一つとして、生まれてくる子供の数の減少に対する取組というのを掲げてございます。またですね、不登校の方、子供の虐待、性の形のいろんな意見

も、そういうところでまとめながら、今後子供たちを支援するということもありますので、そういうのを動向も踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。いろいろ施策をですね、使いながら移住者への支援なども行っているということで、令和3年度16件の問合せがあつて、4件の成約があつたということです。その中には、子育て世代の方も含まれ、何件か含まれているということでよろしいかなと思います。一番ですね、手っ取り早いのが、移住者の中にですね、子育て世代の方がいられれば、小学校にしても幼稚園にしてもですね、人数は増えるかどうかは分かりませんが、維持できるかなというように思っております。

それで、こういう子育て世代の方がですね、寄に移住してきて、子供たちですね、どこかでママ友たちとですね、遊べるような場所が寄地区にはどうもないような気がしてなりません。みやま運動公園にはですね、少し遊具がありますけども、ほかにですね、遊べるようなところがありませんので、この辺は移住対策していく中で、子育て世代を迎えるに当たって、ひとつ公園等、児童公園みたいなのができればなというふうに考えておりますので、今後のですね、移住対策も含めて検討していただければなというふうに思います。

それから、今、学童保育もやっておりますけども、たしか今、1名だというように聞きました。非常に運営厳しい中だとは思いますが、引き続きやっていっていただきたいというふうに思いますし、この学童保育の学年の制限があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

子育て健康課長 ただいま学童保育の御質問がございましたので、お答えいたします。まず、学年に関して、制限はございません。現在ですね、寄の学童保育さんのほうには、1学期までには3名のお子さんが来ておりました。夏休み期間中も、そうですね、3名の方がそのままおいでになっています。3年生がお2人と6年生お1人、今現在この3名の方が学童保育に通所されております。

2 番 古 谷 ありがとうございます。私もちょっと認識不足だったかもしれません。1人というように勘違いしておりました。3人今いられるということですので、

引き続きですね、この辺はよろしくお願ひしたいというように思います。

それとですね、私の考えというか、希望というか、あれなんです、幼稚園と小学校が同一の敷地内での事業、運用は可能なかどうか。これ、学校教育基本法とかいろいろあるかと思いますが、施設の関係、給食の関係等もいろいろ出てこようかと思いますが、この辺を少しお聞ひしたいのと、今の寄幼稚園も大分老朽化がしてきてます。そのグラウンドだとか園舎等の敷地がですね、これが借地なのか町有地なのか、この辺を含めてお伺ひしたいというふうに思います。

教 育 課 長 同一敷地に小学校と幼稚園が設置できるかという質問ですが、学校教育法という法律がございまして、小学校の場合は学校教育法第3条というのがございます。3条の規定に基づきまして、小学校の設置基準が定められております。その中の小学校の設置基準の別表に、校舎面積、運動場の面積が定められておりますが、教室の広さ、面積というものの規定はございません。同様に、幼稚園の設置基準というのが同じく学校教育法に定められておまして、園舎の面積、運動場の面積は定められておりますが、教室の規定はないということで、法的には、例えば小学校に幼稚園が入るということは法的には問題がないというものでございます。近隣でも下郡に1つ、あと秦野市に1つございます。その事例、ほかの町なので詳しくは申し上げられませんが、小学校の中に、1階に幼稚園が入っている現状というか例がございまして。

このように設備的なのは問題はございませんが、もし入るとなれば費用とか幼稚園は幼稚園要領、小学校は学習指導要領、別の要領で教育活動を行っておりますので、そういった問題もありますし、設備的な問題もありますので、教育委員会といたしましてはそれがいいとか、そういったものは言うことはできませんが、法的には問題がございません。（「借地」の声あり）寄幼稚園につきましては、町有地でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。幼稚園と小学校が同一敷地内で特に問題はないようなことでございますので、幼稚園が老朽化しているということと、あと財政的なものも考えますと、これも一つの方法かなというふうに思いますので、御

検討が必要かなというように考えております。

それと、敷地は町有地ということですので、もしですね、幼稚園・小学校が一緒になった場合のまたその後の扱い方については、十分な検討が必要になってくるかなというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。小規模特認校制度について、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。まず、近隣の状況が分かれば、どこどこの学校とかでも結構ですので、少し教えていただければというふうに思います。もしそれ、その後それぞれの特徴、こういうことがあってやりましたというのが分かった…分かる範囲で結構ですので、お知らせいただきたいというふうに思います。

教 育 課 長 近隣の状況ですが、大井町に相和小学校、相和地区に相和小学校というのがございます。まず、他町での状況でございますが、質問のとおり回答はできる限りということで御承知おきください。相和小学校につきましては、現在42名の全校生徒がおりまして、10名程度、小規模特認校で、大井地区から通っているお子様がおられます。学年別ですと、1人から2人ということで、学年によってはゼロのところもありますが、多い学年では3人といったものでございます。相和地区の相和小学校、小規模特認校したという経過は、平成28年度から開始をいたしまして、7年目に入っております。町の考え方としては、相和ブランドの創出というのを掲げておりまして、特認校制度による相和小学校の差別化も一つの考え方ということで実施をしているというふうに聞いております。聞きました。

次に、秦野市の秦野上小学校というものがございます。平成2年度から小規模特認校を行いまして、3年目になります。市内小学校13校、多くございます。小学校13校多い中で、上小学校は毎年度15人を限度として募集をしております。現在75人中15人が小規模特認校のエリア、秦野地区全体から通っている状況でございます。

近隣で、あともう一つ、小田原の片浦小学校というのがございます。片浦小学校は平成24年度から小規模特認校を開始いたしました。この地区は、駅から

近くて通いやすいといったものがございまして、交通の便が多いので、人数が集まりやすいといったものでございます。1学年15人ということで、募集をしております。募集をして通っております。状況や条件によりまして、城山中学というふうに、そちらのほうにも通えるということで、進学を認めていますので、ここの市は人数は多いといった状況でございます。片浦小学校は人数が多いといったものでございます。

全国的な傾向では、こういう大きな市については集まることもございますが、小さな市町の調べましたら、状況でありますとなかなか集まらない状況もあるということでございます。したがって、小規模校を解消するというのは、そこまでは至ってないというのが全国的な事例でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。身近なところでですね、既にもう小規模特認校がやってるというようなお話、ありがとうございます。これも学級の制限を設けているということで取り組んでいるというようなお話であったかと思います。先ほどの教育長の答弁の中にありましたけども、現在は在り方の一つの方法と捉えていくと、今のところ導入までは考えておりませんというような答弁がありました。もしですね、これが数年後になるか分かりませんが、なった場合にですね、現状でもやられているかと思うんですけども、小学校の教育ということで、寄小学校の場合は自然の豊かさを利用してですね、いろいろ授業をされているかと思います。学校農園なり食農教育なり、多分取り組んでいられるというように思いますし、今年みたいにですね、先ほども話、午前中ですか、出ましたけども、農作物の高騰によりですね、タマネギだとかジャガイモなんかはひどく上がっていました。そんなのもですね、学校農園で作っていただいて、自分らのもので給食ができればいいかなというような思いも持っております。

それとあと、この報告の中にもありましたけども、地域の活動団体と連携した中で、事業を既に四、五年前から始めてられるんですかね。やってられるかと思いますが、さらにこの辺の特徴を出して、もし小規模特認校をやる場合には、地域の方々とも連携した中での授業を増やしていただければ、やっていた

できればなというふうに思っております。

そもとあと、先ほどの各地区の状況を聞きましたけども、あとは通学の方法ですね。当然路線バス使うようになってくると思いますので、その辺もですね、今後の検討課題、また最近はゲリラ豪雨がありまして、今年ももう2回ですね、日中、路線バスが何時間か運行ができなかったということもありますし、その辺の課題も検討する必要があるのかなというふうに思います。

いずれにしてもですね、小学校、児童数が見込めない中で課題は結構あろうかと思えますけども、今後ですね、この検討委員会の中で十分協議していただいて、統合ありきではないという話も頂いておりますので、ぜひですね、いい方向で検討委員会で報告書がまとまるようにですね、お願いしたいというふうに思います。

それから、最後になりますけども、検討委員会が設置されたということを住民の方が耳にしますと、もう中学校の話と同じようにですね、いくら統合ありきではないという話をしてもですね、同じ道を進むのではないかというふうに、真っ先に町民の方は思ってしまうかもしれません。そういうことで、慎重な対応が求められますので、今後のですね、検討委員会では十分慎重に検討していただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議

長 以上で受付番号第5号、古谷星工人君の一般質問を終わります。